

第7期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

個別注記表

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

サスメド株式会社

個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.susmed.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 建物附属設備 定額法

工具器具備品 定率法

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却を行っております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 2～4年

工具器具備品 3～5年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約の識別

ステップ2：契約における履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務充足による収益の認識

なお、当社が認識した主要な区分に係る取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① ライセンス供与による収益

当社と顧客との間で締結した契約に基づくライセンスの供与による収益として、契約一時金及び契約で定められた条件を達成した場合に受領するマイルストーン及び上市後の顧客の売上高をベースとしたロイヤリティによる収益を認識する予定です。

契約一時金及びマイルストーンに係る収益は、ライセンスの供与時点において、顧客が当該ライセンスに対する支配を獲得することで当社の履行義務が充足されると判断した場合、当該時点で収益を認識します。売上高ベースのロイヤリティによる収益については、算定基礎となる売上が発生した時点と売上高ベースのロイヤリティが配分されている履行義務が充足される時点のいずれか遅い時点で収益を認識します。

② 受託契約による収益

顧客との業務受託契約等に基づいた財、サービスの提供による収益を認識しております。

受託契約による収益は、契約に基づく財、サービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合は、移転する履行義務の充足の状況に応じて収益を認識しております。ただし、移転する履行義務について合理的に見積もることができない場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、工期がごく短い受託契約については、代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたる収益の認識ではなく、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③ システムの利用による収益

顧客とのシステム利用契約等に基づいた当社システムの提供による収益を認識しております。

システムの利用による収益は、契約期間中、常に財又はサービスが利用可能であり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これによる主な変更点として、受託契約について、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、工期がごく短い受託契約については、代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、サービス導入時に発生する「セットアップ費用」において、従来、検収時に一時点で収益を認識しておりましたが、当該サービスの契約期間に応じて収益を認識する方法に変更しております。

なお、新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用として、当社は、DTxプロダクト事業において、不眠障害治療用アプリの販売提携契約の締結に伴う、契約一時金収入にかかる収益を計上しております。契約一時金収入については、開発した治療用アプリに係る契約を締結し、販売権を第三者に付与した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項但し書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の損益及び一株当たり情報に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」及び「流動負債」に表示していた「前受収益」は、当事業年度より、「売掛金及び契約資産」及び「契約負債」にそれぞれ含めて表示することとしました。

4. 表示方法の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる計算書類等への影響はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物附属設備 15,589 千円

工具器具備品 14,931 千円

（注）減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

6. 損益計算書に関する注記

減損損失

① 資産のグルーピング方法

事業用資産においては管理会計上の区分を基準に、本社等に関しては全社資産として、グルーピングを行っております。

② 減損損失の認識に至った経緯

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることが見込まれるため、全社資産について減損損失を認識しております。

③ 減損損失の金額の内訳は以下のとおりであります。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
本社	全社資産	建物附属設備	13,641
本社	全社資産	工具器具備品	2,077
合計			15,719

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、備忘価額をもって評価しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,201,100株

(2) 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 729,400株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達についてはエクイティファイナンスを活用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、短期間で決済されるものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程に従い、担当部署において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b)資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準以上に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、注記を省略しております。

② 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	750

③ 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,904,074	—	—	—
売掛金	7,435	—	—	—
合計	4,911,509	—	—	—

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	264,468千円
固定資産	3,733千円
資産除去債務	1,643千円
未払事業税	8,912千円
その他	195千円
繰延税金資産小計	278,953千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△264,468千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△14,484千円
評価性引当額小計	△278,953千円
繰延税金資産合計	—千円
繰延税金資産純額	—千円

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業収益は、顧客との契約から生じる収益であり、当社の報告セグメントを収益の認識時期に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	DTxプロダクト事業(注)	DTxプラットフォーム事業	
財又はサービスの移転の時期			
一時点で移転する財又はサービス	200,000	81,001	281,001
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	35,872	35,872
顧客との契約から生じる収益	200,000	116,873	316,873

(注) DTxプロダクト事業の収益200,000千円は、塩野義製薬株式会社との不眠障害治療用アプリに関する販売提携契約の締結によって収益計上された、契約一時金になります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	5,627
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	7,435
契約資産 (期首残高)	—
契約資産 (期末残高)	2,139
契約負債 (期首残高)	6,380
契約負債 (期末残高)	4,950

契約資産は、主に受託契約によるサービス提供において、原価回収基準にて認識した収益にかかる未請求の残高であります。契約資産は、顧客への請求時に売上債権へ振り替えられます。

契約負債は、主に一定期間にわたり収益を認識するシステム利用料について顧客から受領した前受収益になります。

なお、当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は6,380千円となります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約における対価のうち取引価格に含まれない金額に重要なものはありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 299円39銭
- (2) 1株当たり当期純損失(△) △15円90銭

(注) 1. 2021年9月9日開催の臨時取締役会決議により、2021年9月27日付でA種優先株式2,500株、A-2種優先株式250株、B種優先株式3,438株及びC種優先株式2,500株を自己株式として取得し、その対価として普通株式を8,688株交付しております。これにより2021年9月27日における発行済普通株式数は18,938株となっております。

2. 2021年9月9日開催の臨時取締役会決議により、2021年10月1日付で普通株式1株につき700株の割合で株式分割を行っております。これにより当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算出しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は2022年6月16日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対するストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

(1) スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社の従業員が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行するものです。

(2) 新株予約権の発行要領

- ①新株予約権の割当日：2022年7月4日
- ②付与対象者の区分及び人数：当社従業員 12名
- ③新株予約権の発行数：480個
- ④新株予約権の払込金額：金銭の払込みを要しないものとする
- ⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式48,000株（新株予約権1個につき100株）
- ⑥新株予約権の権利行使価格：1株につき 851円
- ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
 - イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ)記載の資本金等増加限度額から上記イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧新株予約権の行使の条件
 - イ) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ロ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑨新株予約権の行使期間
2024年6月17日から2032年6月15日